

条例による地球温暖化対策の取組み

※県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者などの各主体が、自主的、積極的に地球温暖化対策を推進します。

※また、各主体は連携・協働して地球温暖化対策に取り組めます。

※地球温暖化対策の取組みは、地球規模で考え、地域で行動することが大切です。

条例による地球温暖化対策

県が策定・実施するもの

- 県は、地球温暖化対策を策定し、実施します。(第3条第1項)
- 県は、その事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じます。(第3条第2項)
- 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、公表します。(第8条)
- 知事は、上記計画に基づく施策について、第三者の評価を受け、公表します。(第9条)

計画等の提出が必要なもの

事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、規則で定める事業者等に対して削減計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、社会や市場での評価を通じて、自主的・計画的な取組みを促進します。

○ 規則で定める事業者



「排出抑制計画」等の作成、
提出、公表

(第12条)

「規則で定める事業者」とは、次に掲げる事業者です。(施行規則第4条第1項)

(1)前年度のエネルギー使用量が原油に換算して1,500kℓ/年以上の事業所を有する事業者(排出抑制計画の対象となる事業所の範囲は、(1)の事業者が有する県内のすべての事業所が対象となります。(ただし、平成19年度は、エネルギーを原油に換算して1,500kℓ/年以上使用する事業所のみを対象とすることができます。)

(2)県内の店舗における前年度のエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kℓ/年以上の事業

○規則で定める自動車を使用する事業者



「自動車環境計画」等の作成、提出、公表

(第18条)

○規則で定める規模以上の建築物の建築主



「建築物環境配慮計画」の作成、提出、公表

(第21条)

者。ただし、フランチャイズ契約を締結している事業者(加盟業者)の場合は、フランチャイズ本部(親業者)が事業者となります。(県内の店舗の10分の8以上の店舗が終日営業している場合に限りです。)

- (3)県内に設置又は管理している自動販売機の前年度のエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kℓ/年以上の事業者

※排出抑制計画等は、毎年度7月末日までに提出していただきます。

「規則で定める自動車を使用する事業者」とは、次に掲げる事業の種別に応じ、当該各号に定める台数(県内に使用の本拠の位置を有する自動車の台数に限る。)以上の自動車を使用する事業者です。(施行規則第8条第1項)

- (1)トラック事業(貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業) 200台(ただし、被けん引車の台数を除く。)
- (2)バス事業(道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業((3)の事業を除く。)) 200台
- (3)タクシー事業(道路運送法第3条第1号の八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業) 350台

※自動車環境計画等は、毎年度7月末日までに提出していただきます。

「規則で定める規模」とは、次に掲げる規模です。(施行規則第13条、第14条)

- (1)新築の規模は、床面積の合計が2,000平方メートルであることとします。(施行規則第13条第1項)
- (2)改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとします。(施行規則第13条第2項)
- (3)増築の規模は、増築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとします。(施行規則第13条第3項)
- (4)定格出力の合計が300キロワット以上の空気調和設備の冷房のための熱源機器の取替えの場合などとします。(施行規則第14条第2項)

※建築物環境配慮計画は、工事着手の21日前までに提出していただきます。

○規則で定めるエネルギー供給事業者



「再生可能エネルギー計画」等の作成、提出、公表
(第23条)

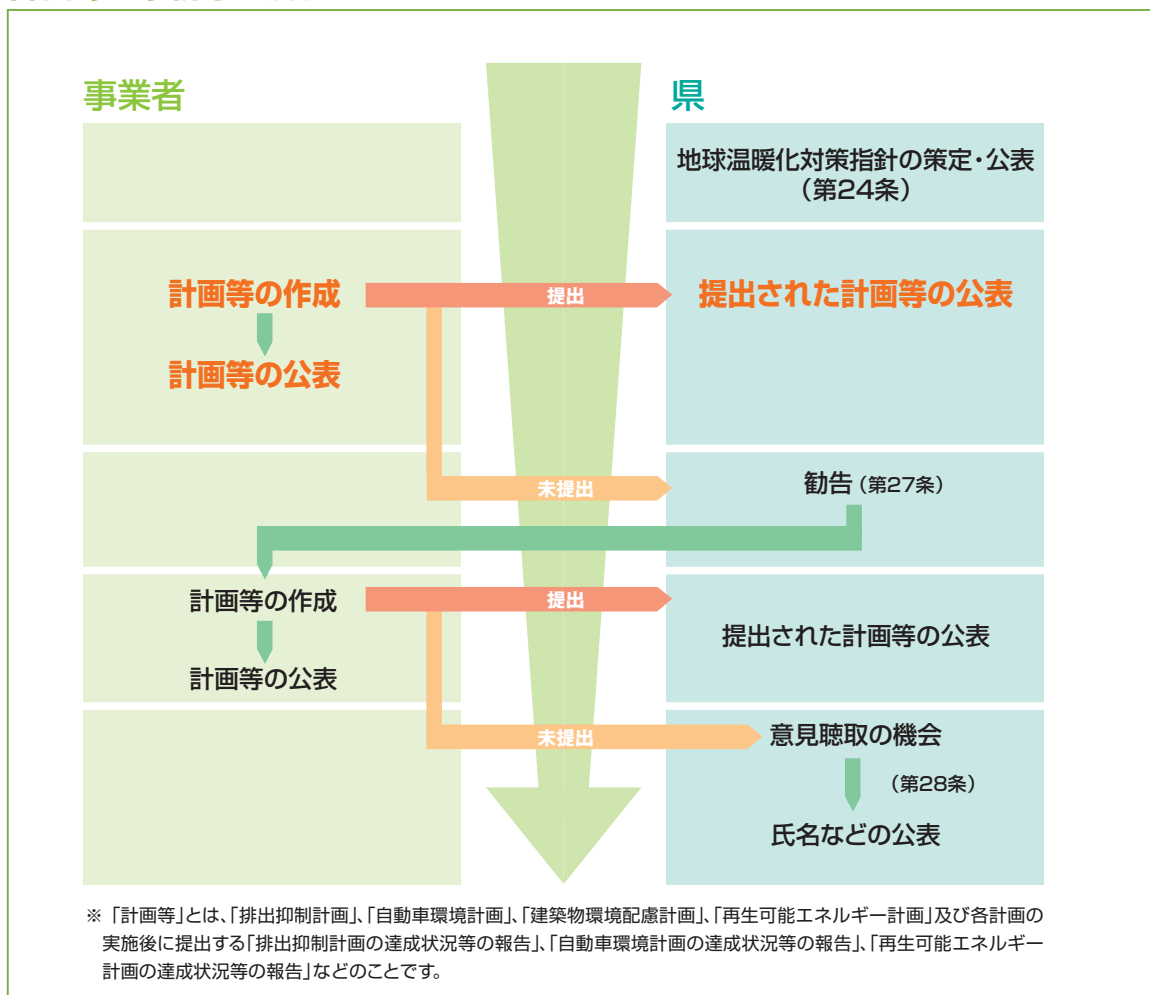
「規則で定めるエネルギー供給事業者」とは、次に掲げる事業者です。(施行規則第16条第2項)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第2条第1項に規定する

- (1)一般電気事業者
- (2)特定電気事業者
- (3)特定規模電気事業者

※再生可能エネルギー計画等は、毎年度7月末日までに提出していただきます。

計画等の手続きの流れ



説明等が必要なもの

規則で定める事業者等に商品に関する適切な環境情報の説明等を求めることにより、省エネ製品等の一層の普及を促進します。

○規則で定める駐車場の設置又は管理者



駐車場利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知
(第16条)

「規則で定める駐車場」とは、次のいずれかに該当する駐車場で、かつ駐車面積が500m²以上のものとします。(施行規則第6条)

- (1) 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場(たとえば、「道の駅駐車場」など)
- (2) 駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場及び同法第12条の規定による設置の届出がされた路外駐車場(たとえば、「都市計画区域内の有料駐車場」など)
- (3) 自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナル(「長野バスターミナル」及び「松本バスターミナル」)
- (4) 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出がされた駐車場(「店舗面積1,000m²を超える大規模小売店舗の駐車場」)

○すべての自動車販売事業者



自動車(新車)に関する環境情報の説明
(第17条第1項)

「環境情報」とは、次に掲げる事項です。
(施行規則第7条)

- (1) 温室効果ガスの排出の量
- (2) 燃料消費率

※事業者の方には、自動車を購入しようとする方に環境情報を説明するよう努めていただきます。

○規則で定める電気機器等販売事業者



省エネラベルの掲出
(第19条第1項)

「規則で定める電気機器等販売事業者」とは、次の事業者です。(施行規則第10条)

販売店においてエアコン、電気冷蔵庫、テレビごとに5台以上陳列して販売する事業者

※事業者の方には、購入しようとする方にラベルの内容を説明するよう努めていただきます。



省エネラベル

協定を締結する場合

エネルギーの過剰消費を防ぎ、持続可能な社会を目指すため、24時間営業事業者・自動販売機設置(管理)事業者(以下「24時間営業等事業者」といいます。)と営業時間の短縮等に係る協定を締結します。また、市町村(地域)の意向が、反映できる協定を締結します。

○24時間営業等事業者との協定の締結(第13条)

- (1)知事は、24時間営業等事業者と営業時間の短縮等に関する基本的な事項について、協定を締結するよう努めます。
- (2)知事は、営業時間の短縮等に関して、市町村長から協定締結の申出を受けた場合には、協定を締結するよう努めます。

取り組む努力をするもの(県民等)

県民等が協働して行う地球温暖化対策の取組みです。

- 県民は、自動車から公共交通機関等への利用転換に努めます。(第14条第1項)
- 事業者は、従業員のマイカー通勤の削減に努めます。(第14条第3項)
- 県民は、自動車の適正な整備及びエコドライブ※に努めます。(第15条)
※エコドライブとは、自動車を運転する人が、たとえば、余計な荷物は積まない、急発進を慎むなど自動車の運行方法を改善し、燃費を向上させることをいいます。
- 自動車を運転する者はアイドリング・ストップを行うよう努めます。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。(第16条第1項)

「やむを得ない理由がある場合」とは、次に掲げる場合です。(施行規則第5条)

- (1) 道路交通法施行令第13条第1項各号に掲げる自動車を当該緊急用務のため使用する場合
- (2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (3) 上記に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

- 自動車を使用する者は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車を使用するよう努めます。(第17条第3項)
- 県民は、エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用に努めます。(第20条)

取り組む努力をするもの(県)

県が行う地球温暖化対策の取組みです。

- 県は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興を図るよう努めます。(第10条)
- 県は、地球温暖化対策について、県民等の理解及び関心を深めるため、広報活動を行うよう努めます。(第11条)
- 知事は、県民の自家用自動車から公共交通機関への利用転換を促進するため、必要な措置を講じます。(第14条第2項)
- 県は、率先して太陽光発電の設備を導入するなど、再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講じます(第22条第1項)
- 県は、県民等による再生可能エネルギーの利用の促進を図るための支援に努めます。(第22条第2項)

「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギーです。(施行規則第3条)

- (1)太陽光(太陽熱を含みます。)
- (2)水力(水力発電所の原動力として用いられる場合は、水路式の水力発電所の原動力として用いられる水力)
- (3)バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」といいます。)を除く。)をいいます。)を熱源とする熱
- (4)風力
- (5)地熱
- (6)上記のほか、化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(上記水力以外の水力及び原子力を除きます。)(たとえば、雪氷冷熱など)